

議案第16号

岩倉市子ども・子育て会議条例の一部改正について

岩倉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

岩倉市子ども・子育て会議条例（平成26年岩倉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（所掌事項）

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 岩倉市子ども条例（平成20年岩倉市条例第28号）第19条の規定に基づく行動計画の策定及び検証に関し、意見を述べること。
- (3) その他法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援等に関し、市長が必要と認める事項

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。